

証券コード 7524  
2026年6月12日

株 主 各 位

大阪市阿倍野区阪南町2丁目20番14号

**マルシェ株式会社**

取締役社長 加藤洋嗣

## 第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイト「第54回定時株主総会招集ご通知」及び「その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

<当社ウェブサイト>

[https://www.marche.co.jp/corporate/ir\\_information/general\\_meeting\\_information.html](https://www.marche.co.jp/corporate/ir_information/general_meeting_information.html)

<東京証券取引所ウェブサイト>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

東京証券取引所ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

尚、ご出席に代えて、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月26日（金曜日）18時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

（議決権行使方法については後記3頁「議決権行使の方法についてのご案内」をご参照ください。）

敬具

記

- |      |   |   |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2026年6月27日（土曜日）13時00分<br>（受付開始時刻 12時00分）                            |
| 2. 場 | 所 | 大阪市中央区北浜東3-14<br>エル・おおさか<br>南館5階 南ホール<br>（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |

### 3. 目的事項 報告事項

第54期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）  
事業報告及び計算書類の内容報告の件

### 決議事項

第1号議案 第三者割当増資による募集株式の発行の件

第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

第3号議案 取締役5名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」にしたがって、当該書面に記載している計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- (2) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) インターネットと書面により、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

当日株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。又、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

**当日ご出席の株主の皆様へのお土産の配布は、予定しておりません。**

## ■ 議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。

### インターネットによる行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

#### 行使期限

2026年6月26日（金曜日）  
18時まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

### 書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

#### 行使期限

2026年6月26日（金曜日）  
18時までに到着

### 株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提示ください。

#### 開催日時

2026年6月27日（土曜日）  
13時（受付開始：12時）

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、2026年6月26日（金曜日）18時まで、パソコン、スマートフォン等から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。

### ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト ▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 パソコン、スマートフォン等から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。

入力後、「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### QRコードを読み取る方法

スマートフォン等でQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

- 1 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



議決権行使書副票（右側）

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### ●インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォン等によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン、スマートフォン等による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027（通話料無料）受付時間 午前9時～午後9時

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

# 事業報告

(自 2025年4月1日)  
(至 2026年3月31日)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、企業収益及び雇用環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移したものの、海外情勢の不安定化や物価上昇の影響により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、個人消費やインバウンド需要の回復傾向が見られる一方、原材料価格・光熱費の高止まり、人件費の上昇及び人手不足の影響等により、引続き厳しい経営環境が継続しております。

このような環境の中、当社は当事業年度の重点戦略として

「業態変更の促進」

「新規出店の促進」

「店舗活性化の促進」

の3項目を掲げ、収益基盤の再構築と将来成長に向けた施策を推進してまいりました。

#### ①「業態変更の促進」

当事業年度においては、主力成長業態である「ハッケン酒場」への業態変更に注力し、直営店及びF C店を合わせて19店舗の業態変更を実施いたしました。

翌事業年度は更にF C店を中心に業態変更を推進すると共に、ブランドの定着と既存店の収益力向上を図り、成長フェーズから安定収益フェーズへの移行を進めてまいります。加えて、2026年4月より2ヶ月ごとのメニュー改定を実施すると共に、スパイシーうまカツ77円等、驚きのある価格設定による新商品の提供を進めております。

#### ②「新規出店の促進」

当事業年度においては、新規成長業態の確立に向け、主力ブランド及び新業態を中心とした出店を推進し、「やきとり ええねん」「尼崎焼そば本舗」等の新業態を中心にF C店からの譲受2店舗を含め6店舗を出店いたしました。

「やきとり ええねん」は一昨年に3店舗を出店しました。当事業年度においては2年目の成長フェーズとして、関西エリアに2店舗を追加出店いたしました。ブランドカラーであるレインボーをコンセプトに、7色のレモン

サワーを販売する等、若年層を中心とした視覚的な楽しさと話題性の創出に取り組んでおります。又、看板メニューである「もも焼」に加え、関西地域に親和性の高い「どて煮」が人気を集めており、地域ニーズに即した商品展開を進めております。

新業態である「尼崎焼そば本舗」は、既存の「焼そばセンター」をリブランディングし、従来の居酒屋業態とは異なり、食事メニューに特化した店舗モデルとして展開を開始いたしました。

翌事業年度においては、2026年4月に株式会社サンライズサービスとの業務提携により、「越後つけ麺」ブランドの展開を開始しており、4月20日に愛知県に第1号店を開店し、順調に推移しております。今後は、居酒屋業態に加え、食事の特化したブランドの展開拡大に注力し、新たな収益基盤の構築を進めてまいります。

### ③「店舗活性化の促進」

当事業年度においては、全社スローガンとして「1割アップ」を掲げ、既存店舗の売上高向上及びサービス力強化に取り組んでまいりました。

一昨年に導入したモバイルオーダーによる店舗オペレーションの効率化が進展した一方で、顧客接点の減少に伴うサービス力の低下が課題となりました。この課題に対し、社内インセンティブ制度を効果的に活用し、各店舗における客単価向上及びサービス力の強化に注力しました。この結果、全店売上高は前年同期比108.9%、既存店売上高は前年同期比102.1%となり、前年実績を上回る結果となりました。翌事業年度におきましても、引続き既存店の収益力向上を最重要課題と位置付け、業績の拡大に努めてまいります。

このような取組みを行った結果、当事業年度における経営成績は、売上高は47億67百万円（前年同期比4.1%増）となりました。一方で、成長戦略の推進を目的として実施した各種施策の影響に加え、人件費及び物流コストの上昇等が収益を圧迫し、営業損失は29百万円（前年同期は営業利益44百万円）、経常損失は33百万円（前年同期は経常利益32百万円）、当期純損失は45百万円（前年同期は当期純利益34百万円）となりました。

【当事業年度の概況】

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	前年同期比	
			増 減	増減率(%)
売 上 高(百万円)	4,581	4,767	185	4.1
営業利益(△損失)(百万円)	44	△29	△74	-
経常利益(△損失)(百万円)	32	△33	△66	-
当期純利益(△損失)(百万円)	34	△45	△80	-
1株当たり当期純利益(△損失)	1円46銭	△7円13銭	△8円59銭	-

【売上高の状況】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当事業年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)		増 減	
		構成比		構成比		増減率
《料飲部門》		%		%		%
酔 虎 伝	254,356	5.6	249,943	5.2	△4,413	△1.7
八 剣 伝	1,346,020	29.4	1,558,441	32.7	212,421	15.8
マ ル ケ ン	849,601	18.5	877,756	18.4	28,154	3.3
そ の 他	586,693	12.8	622,113	13.1	35,419	6.0
串 ま ん	27,402	0.6	26,546	0.6	△855	△3.1
八 右 衛 門	79,458	1.7	48,073	1.0	△31,384	△39.5
焼そばセンター	145,783	3.2	171,137	3.6	25,354	17.4
居 心 伝	57,268	1.3	57,586	1.2	318	0.6
そ の 他	276,782	6.0	318,768	6.7	41,986	15.2
料飲売上高	3,036,672	66.3	3,308,254	69.4	271,582	8.9
《FC部門》						
ロイヤリティ等売上計	342,354	7.5	335,639	7.0	△6,715	△2.0
《商品部門》						
食 材 等 販 売	1,076,553	23.5	999,243	21.0	△77,310	△7.2
酒 類 等 販 売	19,696	0.4	13,644	0.3	△6,052	△30.7
食材、酒類等販売売上高	1,096,250	23.9	1,012,887	21.3	△83,362	△7.6
そ の 他 部 門 売 上 高	106,488	2.3	110,882	2.3	4,394	4.1
合 計	4,581,766	100.0	4,767,664	100.0	185,898	4.1

① 料飲部門の販売の状況

料飲部門全体の売上高は、33億8百万円、前年同期比8.9%の増となりました。直営店における全店及び既存店の売上高、客数及び客単価の前年同期比は、以下のとおりとなります。

	全 店			既 存 店		
	売上高	客 数	客単価	売上高	客 数	客単価
酔虎伝	98.3%	97.6%	100.7%	103.9%	102.5%	101.4%
八剣伝	115.8%	113.3%	102.2%	101.9%	98.9%	103.1%
マルケン	103.3%	100.2%	103.1%	101.8%	98.9%	103.0%
その他	106.0%	101.0%	105.0%	101.9%	101.6%	100.2%
合 計	108.9%	105.2%	103.6%	102.1%	99.7%	102.4%

(注) 既存店とは、オープン月を含め13ヶ月以上営業している店舗であります。

② F C部門の販売の状況

F C部門の売上は、F C店からのロイヤリティ収入と販促物その他の販売等で、売上高は3億35百万円、前年同期比2.0%の減となりました。

その主な内訳は、ロイヤリティ収入が2億78百万円で前年同期比6.0%の減、加盟料収入は9百万円で前年同期比17.2%の減、販促物その他売上高が47百万円で前年同期比37.3%の増でありました。

③ 商品部門の販売の状況

商品部門の売上は、F C店及びサプライヤーに対する食材、酒類等の販売であり、売上高は10億12百万円で前年同期比7.6%の減となりました。

その主な内訳は、食材等の販売は9億99百万円で前年同期比7.2%の減、酒類等の販売は13百万円で前年同期比30.7%の減でありました。

④ その他部門の販売の状況

その他部門売上高は1億10百万円で前年同期比4.1%の増となりました。

【業態別出退店の状況】

直営店及びF C店を合わせた当社グループ全店の店舗数は265店で、前期末店舗数比較で10店減少となりました。期間中の新規出店は12店、退店は22店でありました。

		前事業年度 (自 2024年4月1日) 至 2025年3月31日)						当事業年度 (自 2025年4月1日) 至 2026年3月31日)					
		期首 店舗数	出店数	退店数	期末店舗数		期首 店舗数	出店数	退店数	期末店舗数			
						増減数					増減数		
直営店	酔 虎 伝	4	-	1	3	△1	3	-	-	3	-		
	八 劍 伝	36	5	-	41	5	41	3	2	42	1		
	居 心 伝	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-		
	串 ま ん	1	-	-	1	-	1	-	-	1	-		
	八 右 衛 門	2	-	-	2	-	2	-	1	1	△1		
	焼そばセンター	2	1	-	3	1	3	1	-	4	1		
	マ ル ケ ン	21	-	1	20	△1	20	1	-	21	1		
	そ の 他	6	3	4	5	△1	5	2	-	7	2		
小 計	73	9	6	76	3	76	7	3	80	4			
F C店	酔 虎 伝	9	-	-	9	-	9	-	1	8	△1		
	八 劍 伝	183	1	14	170	△13	170	3	13	160	△10		
	居 心 伝	7	-	-	7	-	7	-	1	6	△1		
	そ の 他	17	1	5	13	△4	13	2	4	11	△2		
小 計	216	2	19	199	△17	199	5	19	185	△14			
合 計	289	11	25	275	△14	275	12	22	265	△10			

※F C店には、商標使用許諾契約店舗を含んでおります。

【直営店の出店及び退店の内訳】

直営店の出店は新規出店が4店、F C店からの譲受が2店、業態変更が1店で計7店でありました。退店は完全退店が1店、F C店への譲渡が1店、業態変更が1店で計3店でありました。

	出店				計		退店				計
	新規出店	F C店からの譲受	業態変更				完全退店	F C店への譲渡	社員独立	業態変更	
酔虎伝	-	-	-	-	-	酔虎伝	-	-	-	-	-
八剣伝	1	1	1		3	八剣伝	1	1	-	-	2
居心伝	-	-	-		-	居心伝	-	-	-	-	-
その他	3	1	-		4	その他	-	-	-	1	1
計	4	2	1		7	計	1	1	-	1	3

【F C店の出店及び退店の内訳】

F C店の出店は新規出店が2店、直営店からの譲受が1店、業態変更が2店で計5店でありました。退店は完全退店が15店、直営店への譲渡が2店、業態変更が2店で計19店でありました。

	出店				計		退店				計
	新規出店	直営店からの譲受	社員独立	業態変更			完全退店	直営店への譲渡	業態変更		
酔虎伝	-	-	-	-	-	酔虎伝	1	-	-	-	1
八剣伝	1	1	-	1	3	八剣伝	11	1	1	-	13
居心伝	-	-	-	-	-	居心伝	-	1	-	-	1
その他	1	-	-	1	2	その他	3	-	-	1	4
計	2	1	-	2	5	計	15	2	-	2	19

## (2) 資金調達等についての状況

### ① 資金調達

当社は、割当先とのシナジー創出、事業規模拡大及び財務基盤の強化を目的として、2025年6月16日付第三者割当増資により354百万円の資金調達を実施いたしました。

また、短期借入金について借換えを実施し、有利子負債の圧縮及びキャッシュポジションの適正化を進めました。

#### 【キャッシュ・フローの状況に関する分析】

(単位：百万円)

項 目	第53期 (2025年3月期)	第54期 (2026年3月期)
営業活動によるキャッシュ・フロー	△82	△76
投資活動によるキャッシュ・フロー	△113	△137
財務活動によるキャッシュ・フロー	△224	△473
現金及び現金同等物の増減額	△420	△687
現金及び現金同等物の期末残高	2,116	1,429

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、営業活動によるキャッシュ・フローが76百万円の支出、投資活動によるキャッシュ・フローが1億37百万円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローが4億73百万円の支出となったことにより、前事業年度末と比べて6億87百万円減少し、14億29百万円となりました。

### ② 設備投資

当社における当事業年度の設備投資は、直営店の設備等の入替を行い、設備投資額は143百万円となりました。

(単位：百万円)

内 訳	金 額
店舗・事務所設備	129
入居保証金等	14
合 計	143

### (3) 財産及び損益の状況

区 分	第51期 (2023年3月期)	第52期 (2024年3月期)	第53期 (2025年3月期)	第54期 (当事業年度) (2026年3月期)
売上高(百万円)	4,614	4,675	4,581	4,767
経常利益(△損失)(百万円)	△371	95	32	△33
当期純利益(△損失)(百万円)	△590	34	34	△45
1株当たり当期純利益(△損失) (円)	△73.52	2.42	1.46	△7.13
総資産(百万円)	3,648	3,828	3,426	2,866
純資産(百万円)	62	394	410	701

#### (4) 対処すべき課題

当社は、2027年3月期に向けた再成長のロードマップとして「超改革5」を掲げ、2025年6月に筆頭株主となった株式会社テンポスホールディングスの経営関与において、今一度、提供価値の本質を問い直し、強固な経営基盤の再構築に邁進いたします。

これからの当社が目指す姿は、華美な流行を追う飲食店ではなく、もう一度原点に立ち返り地域住民の皆様に愛され続ける「心の診療所」として「日常、大衆、地域密着」を軸に据えた業態改革を推進します。お客様が気兼ねなく週に何度も足を運べるよう、手頃な価格帯と親しみやすさを追求してまいります。各地域のニーズに深く根ざした店舗運営を行うことで、他社には真似のできないお客様一人ひとりに寄り添った「心の通うサービス」を実現いたします。

##### －「超改革5」として改革を進めてまいります－

#### ① 既存店の改革

組織の圧縮化を断行し、経営層が直接現場を指揮する体制へ移行いたします。現場主義によるメニュー改善と販促を実施し、全店で既存店売上高前年対比103%の達成を必達目標といたします。八剣伝では焼鳥のサイズを1.5倍にしてお値段据え置きのコストパフォーマンスを維持し、餃子食堂マルケンでは、「どでか餃子」「手羽餃子」のお値打ちメニューの販売など、お客様に驚きをお届けできる企画を打出し、リピーター増につなげてまいります。

#### ② 新業態・高収益モデルへの改革

月商6百万円以上を安定的に創出できる強靱なモデルを育成いたします。居酒屋事業においては、総合居酒屋から、大衆専門酒場に転換してまいります。株式会社テンポスホールディングスの子会社であるヤマトサカナ株式会社と協働した大衆魚酒場「ニューやまと」や、従来の「ハッケン酒場」の看板メニューをどてカツに据えた「大阪天王寺ハッケン酒場」に進化させるなど、気軽に利用できる日常性と、専門性の高さを兼ね備えた酒場へとビジネスモデルの転換を進めてまいります。既に4月27日山口県に「大阪天王寺ハッケン酒場 周南久米店」、5月7日大阪府に「ニューやまと 谷町四丁目店」をリニューアルオープンいたしました。又、新業態においては、日常食の業態を開発してまいります。株式会社テンポスホールディングスの子会社である株式会社サンライズサービスと協働した「越後つけ麺どんどこ」を出店、展開してまいります。既に4月20日愛知県に「越後つけ麺どんどこ 一宮木曾川店」をオープンいたしました。昼から営業する日常感と地域密着を大切にしたい事業展開を推進してまいります。

### ③ 販管費の適正化

抜本的なコストの見直しにより、年間80百万円の固定費削減に努めてまいります。一過性の費用削減にとどまらず、業務の仕組みそのものを効率化し、持続可能な組織を構築してまいります。

### ④ 商品・メニュー改革

お客様の明確な来店動機となる強力な看板商品を開発し、さらなる客数の拡大とブランド力の強化に努めてまいります。今期は商品開発の切り口を現場から提案し展開していくという、現場参加型の商品企画を実施することで、よりお客様目線のメニュー政策を実施いたします。又、EC・外販事業を強化し、「どでか焼き鳥」の販売をスタートさせ、アマゾン、楽天、ふるさと納税等への出店を実施することで、実店舗以外の収益柱を構築してまいります。

### ⑤ 人材育成改革

店長やSVの教育を抜本的に強化し、次世代リーダーを育成するサイクルを確立いたします。株式会社テンポスホールディングスの持つ教育支援システムに参加することにより、全社員の意識及び行動変容を促し、組織全体の実行力を飛躍的に向上させていけるものと確信しております。又、外国人材の即戦力化プログラムを導入し、現場の実行力を最大化いたします。

以上の施策を迅速かつ徹底的に実行することにより、2027年3月期の業績は、以下を見込んでおります。

#### <2027年3月期業績見込み>

項目	2027年3月期（計画）	前期比
売上高	5,000百万円	4.9%増
営業利益	107百万円	-
経常利益	103百万円	-
当期純利益	60百万円	-

### (5) 主要な事業内容

当社は居酒屋チェーン（フランチャイズ事業を含む）を中心に展開する外食事業を主な事業としております。

事業部門の名称	事業内容
料飲部門	
酔虎伝	なにわの大衆居酒屋として関西の食材を中心とするメニュー構成と大衆価格による料飲の提供
八剣伝	炭火串焼きを中心とした地域に密着した居酒屋による料飲の提供
マルケン	店内手仕込みの自家製餃子の他、中華料理を中心とする食事メニューも充実した低価格による料飲の提供
その他	上記以外の業態
F C部門	F C店に対する経営指導及びロイヤリティ等の受取
商品部門	直営店及びサプライヤーを通してF C店に酒類・食材を供給
その他部門	管理部門 F C店への設備の販売等

## (6) 主要な事業所及び使用人の状況

### ① 本社及び支店等（2026年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	大 阪 市 阿 倍 野 区
岡 山 エ リ ア	岡 山 市 北 区

### ② 直営店舗（2026年3月31日現在）

所 在 地	店 舗 数	所 在 地	店 舗 数
宮 城 県	3	大 阪 府	35
東 京 都	5	兵 庫 県	12
埼 玉 県	2	岡 山 県	9
千 葉 県	1	広 島 県	4
愛 知 県	6	福 岡 県	1
京 都 府	1	熊 本 県	1
		合 計	80

### ③ 使用人の状況（2026年3月31日現在）

区 分	使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	96名	4名減	43歳0ヶ月	12年2ヶ月
女 性	31名	7名増	34歳9ヶ月	10年6ヶ月

(注) 臨時使用人を含む使用人数は、857名（前事業年度末比52名増）となります。

## (7) 主要な借入先及び借入額（2026年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	250,259千円
株式会社三菱UFJ銀行	250,259千円
株式会社みずほ銀行	250,259千円
株式会社関西みらい銀行	150,182千円
株式会社商工組合中央金庫	112,620千円
MUFGファイナンス&リーシング株式会社	200,000千円

## 2. 会社の株式に関する事項

### 株式の状況（2026年3月31日現在）

- |     |              |             |
|-----|--------------|-------------|
| (1) | 発行可能株式総数     | 34,201,890株 |
|     | 普通株式         | 34,201,600株 |
|     | A種種類株式       | 290株        |
| (2) | 発行済株式の総数     | 10,550,690株 |
|     | 普通株式         | 10,550,400株 |
|     | A種種類株式       | 290株        |
| (3) | 株主数          | 10,285名     |
|     | 普通株式         | 10,285名     |
|     | A種種類株式       | 1名          |
| (4) | 1単元の株式数      |             |
|     | 普通株式         | 100株        |
|     | A種種類株式       | 1株          |
| (5) | 大株主          |             |
|     | ①普通株式（上位10名） |             |

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社テンポスホールディングス	2,106	21.0%
チムニー株式会社	954	9.5%
アサヒビール株式会社	611	6.0%
日本証券金融株式会社	421	4.2%
株式会社三井住友銀行	160	1.5%
株式会社SBI証券	143	1.4%
株式会社SBIネオトレード証券	142	1.4%
谷 垣 雅 之	141	1.4%
株式会社中野外食サプライ	110	1.0%
東京短資株式会社	109	1.0%

- (注) 1. 持株比率の算定にあたっては、発行済株式の総数から自己株式（522,163株）を控除して計算しており、A種種類株式が含まれております。  
2. 表示単位未満を切り捨てて表示しております。

#### ②A種種類株式

株 主 名	持 株 数（株）	持株比率（%）
株式会社テンポスホールディングス	290	0.0%

- (注) 1. 持株比率の算定にあたっては、発行済株式の総数から自己株式（522,163株）を控除して計算しており、普通株式が含まれております。  
2. 表示単位未満を切り捨てて表示しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	加 藤 洋 嗣	
取 締 役	熨 斗 和 之	関西第一事業部長
取 締 役	森 下 篤 史	株式会社テンポスホールディングス代表取締役社長 株式会社テンポスバスターズ代表取締役 株式会社テンポス情報館代表取締役 株式会社ディースパーク代表取締役 株式会社テンポスフードブレイス代表取締役 キッチンテクノ株式会社取締役 株式会社あさくま取締役 ヤマトサカナ株式会社代表取締役 TENPOS MYANMAR Co.,Ltd. MANAGING DIRECTOR 株式会社サンライズサービス代表取締役会長 TENPOS MONGOLIA LIMITED LIABILITY COMPANY Chairman
取 締 役	清 水 一 成	株式会社あさくま代表取締役会長 ヤマトサカナ株式会社取締役 株式会社サンライズサービス取締役
取 締 役	持 永 政 人	摂南大学副学長 摂南大学経済学部 教授
取 締 役	茨 田 篤 司	チムニー株式会社 代表取締役社長 株式会社つぼ八 取締役
常勤監査役	早 川 秀 治	
監 査 役	岩 田 潤	公認会計士 税理士 岩田公認会計士事務所 所長 BTJ税理士法人 代表社員 株式会社ドーン 取締役 アトラグループ株式会社 社外取締役監査等委員
監 査 役	妻 鹿 直 人	弁護士 ポプラ法律事務所 代表

- (注) 1. 森下篤史氏及び清水一成氏は、2025年6月22日開催の第53回定時株主総会において新たに取締役を選任され就任いたしました。
2. 取締役持永政人氏、及び同茨田篤司氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役岩田潤氏及び監査役妻鹿直人氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役妻鹿直人氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役岩田潤氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外取締役持永政人氏、社外監査役岩田潤氏及び同妻鹿直人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
7. 取締役森下篤史氏は、当社筆頭株主である株式会社テンポスホールディングスの代表取締役を兼務しております。
8. 社外取締役茨田篤司氏は、資本・業務提携先のチムニー株式会社の代表取締役を兼務しております。当社は、チムニー株式会社と資本・業務提携に関する基本合意書を締結しております。
9. 社外監査役岩田潤氏が兼職を務める当該他の法人等と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる任務懈怠責任等による損害を、当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約被保険者は、当社取締役及び当社監査役の他、管理職従業員も含まれており、その保険料は取締役及び監査役が負担しております。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

### ① 当事業年度に係る役員報酬等の総額等

区 分	支 給 人 員	支 給 額 (千円)
取 締 役	5名	29,694
(内 社 外 取 締 役)	( 2名 )	( 6,780 )
監 査 役	3名	10,200
(内 社 外 監 査 役)	( 2名 )	( 5,400 )
合 計	8名	39,894

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬限度額は、1991年11月5日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内(但し、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。又、当該総会終結時の取締役の員数は11名であります。  
3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月25日開催の定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。又、当該総会終結時の監査役の員数は4名であります。  
4. 取締役及び監査役の報酬等の種類は、基本報酬のみとしております。  
5. 上記には、無報酬の取締役1名を含んでおりません。

### ② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、取締役会が決定する権限を有しており、2021年2月12日の取締役会において決議しております。当社の取締役の報酬等は、基本報酬のみであり、その権限の内容及び裁量の範囲は、上記株主総会で決議された範囲内で、取締役会にて職位別に定められた基本額とその職務に応じて算出された職務報酬との合計額に所定の業績評価を加算した額を、毎月支払っております。

取締役の報酬等の決定は、報酬委員会での審議を踏まえ、取締役会が上記方針に基づき個々の取締役の報酬を決定しております。尚、方針に沿って取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は、その内容が、決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

監査役につきましては、監査役会にて決定した基準に従って算定しております。

## (5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
他の法人等の重要な兼職の状況は「4. 会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

### ② 社外役員活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	持永政人	当期開催の取締役会には18回中18回出席し、主に労務管理、教育研修、サービス全般についての豊富な経験と幅広い知見に基づき、独立した客観的な立場から有益な発言を行う等、当社の業務執行に対する監督等の社外取締役に期待される役割を果たしております。
取締役	茨田篤司	当期開催の取締役会には18回中18回出席し、主に長年金融機関に従事してきたことにより培われた専門的見地と会社経営に関与された経験に基づき、独立した客観的な立場から有益な発言を行う等、当社の業務執行に対する監督等の社外取締役に期待される役割を果たしております。
監査役	岩田潤	当期開催の取締役会には18回中17回、監査役会には9回中9回出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	妻鹿直人	当期開催の取締役会には18回中18回、監査役会には9回中9回出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 監査法人やまぶき

(2) 報酬等の額

(単位：千円)

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23,700
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,700

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の定める項目に該当し、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役全員一致の決議により、会計監査人を解任いたします。

又、会計監査人としての独立性、信頼性、効率性等を評価し、会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会の目的とする、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

取締役会において決議した内容の概要は以下のとおりであります。

### (1) 業務の適正を確保するための体制

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、且つ社会的責任及び企業倫理を果たすため、行動指針としてマルシェ企業行動基準を定め全役職員に周知徹底する。
- 2) 企業倫理委員会を設置し、法令、定款及び社内規程の遵守状況等の確認と問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。
- 3) 企業倫理を確立するための具体的施策を検討するための企業倫理委員会において、役職員に対するコンプライアンスの研修を実施すると共に、マルシェ企業行動基準の見直しを行う等、コンプライアンスの強化及び企業倫理の浸透を図る。
- 4) 内部監査室は、内部監査規程に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役及び監査役会に対しその結果を報告する。
- 5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持つことのない体制を整えると共に、不当要求があった場合は、管理部を対応窓口として警察、顧問弁護士等と連携を密に組織的に対応する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料と共に、文書管理規程その他の社内規程の定めるところに従い適切に保存し管理する。
- 2) 取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 「リスクマネジメント基本規程」を定め、当社及び子会社の企業活動に関連する内外の様々なリスクの管理を行う。
- 2) リスク管理委員会を設置し、当社及び子会社のリスクを統括、管理する。
- 3) リスク管理委員会の直下に店舗事故予防委員会を設置し、店舗における事故を未然に防止する。
- 4) 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスク管理委員会へ定期的にその管理状況を報告する。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- 1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関し迅速に的確な意思決定を行う。
- 2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、各役職者の権限及び責任の明確化のため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

### ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、当社及び子会社全体を網羅的・統括的に管理する。
- 2) 子会社を管理する部署を配置し、「関係会社管理規程」に基づいて子会社を管理する。
- 3) 子会社を当社の内部監査室による定期的な監査の対象とし、内部監査部門は当社及び子会社の内部統制状況を把握・評価する。

### ⑥ 財務報告の適正性を確保するための体制

- 1) 経理関連規程を策定し、法令及び会計基準に従って適切な会計処理を行う。
- 2) 法令及び証券取引所の規則を遵守し、適正且つ適時に財務報告を行う。
- 3) 内部監査室は、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握、記録を通じて評価及び改善結果の報告を行う。
- 4) 財務報告に係る内部統制が適正に機能することを継続的に評価し、適宜改善を行う。

**⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- 1) 監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合には、監査役と協議のうえ、人選を行う。
- 2) 当該使用人の人事については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定する。
- 3) 監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役もしくは監査役会に帰属するものとし、取締役及び使用人は、監査役の補助使用人に対して指揮命令権限を有しない。
- 4) 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとし、当該補助使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定にあたっては、事前に監査役会の同意を必要とする。

**⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- 1) 監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い取締役会の他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- 2) 取締役及び使用人は、監査役の要求に応じて自己の職務執行の状況を報告する。
- 3) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生又は発生する虞があるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役にその都度直ちに報告する。
- 4) 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告する。
- 5) 内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役に通知する。

**⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないとして認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

## ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、内部監査室と定期的に会合を持ち、内部監査結果及び助言・勧告事項等について協議及び意見交換する等、密接な情報交換及び連携を図る。
- 2) 監査役は、会計監査人とも意見交換を行い、連携且つ相互に牽制を図る。
- 3) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備し、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

### ① 取締役の職務執行

取締役会規則や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を18回開催し、各議案についての審議、業務執行の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

又、代表取締役社長を筆頭として、社内取締役・各執行役員・部門長が職務権限規程や業務分掌規程に従い、各事業・各エリアを統括して業務執行・監督を担い部分最適を図っております。

### ② 監査役の職務執行

監査役は、当事業年度において監査役会を9回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。又、取締役会等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査人との間で定期的に意見交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

### ③ リスク管理体制

当社は、PDCAサイクルでリスクマネジメントを実践し、事業の継続・安定的発展の確保に努めております。そのため「リスクマネジメント基本規程」を策定し、取締役会の直下に代表取締役社長を委員長としたリスク管理委員会を設置し、リスクの回避・低減・移転に努めております。

又、リスク管理委員会直下に、店舗事故予防を目的とした店舗事故予防委員会、メニュー表記の合法性や合理性を確保することを目的としたメニュー表示適正化委員会、及び食の安全安心確保を目的とした品質管理委員会を設置し、柔軟且つ機動的にリスク管理に努めております。

### ④ コンプライアンス

当社は、当社経営理念「心の診療所を創造する」に基づく行動基準を定めると共に、コンプライアンスの取組みに関する基本的事項を定めて、継続的に誠実で責任ある行動がとれる企業集団となるよう努めております。

又、内部通報規程に基づいて報告した通報者が、報告したことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取扱いを行わないよう徹底しております。

### ⑤ 内部監査

社長直轄で独立した部門として内部監査室を設置し、年間内部監査計画や社長特命の下、当社各部門の業務執行の監査及び内部統制監査を実施しております。

## (3) コーポレートガバナンス・コードへの対応

当社は、2015年6月1日以降、東京証券取引所が上場規則により適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」に対応するべく、2015年12月4日付で「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し「コーポレートガバナンスに関する報告書」を同取引所に提出いたしました。その後、更に同コードへの遵守に努めた結果等により、2024年8月16日付で本ガイドラインを一部変更し、同報告書を提出しております。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,969,489</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,577,781</b>
現金及び預金	1,429,081	買掛金	233,839
売掛金	297,139	短期借入金	900,959
商品及び製品	70,159	1年内返済予定の長期借入金	112,620
原材料及び貯蔵品	25,600	未払金	214,572
前払費用	41,506	未払消費税等	2,375
未収入金	104,455	未払法人税等	8,047
その他	6,026	前受り金	2,135
貸倒引当金	△4,479	契約負債	31,703
<b>固 定 資 産</b>	<b>897,400</b>	賞与引当金	23,048
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>428,831</b>	資産除去債	9,513
建物	246,003	固定負債	3,526
構築物	22	その他有形固定負債	35,440
工具、器具及び備品	33,438	<b>固 定 負 債</b>	<b>587,838</b>
土地	149,366	長期借入金	200,000
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>39,881</b>	資産除去債	99,207
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>428,687</b>	長期預り保証金	240,430
投資有価証券	41,718	その他	48,201
出資金	40	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,165,620</b>
長期貸付金	4,843	<b>純 資 産 の 部</b>	
破産更生債権等	12,049	株主資本	678,354
長期前払費用	8,898	資本剰余金	100,000
繰延税金資産	16,284	利益剰余金	1,053,573
差入保証金	296,202	その他資本剰余金	1,053,573
その他	66,754	利益剰余金	△21,826
貸倒引当金	△18,103	利益準備金	4,640
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,866,890</b>	その他利益剰余金	△26,466
		繰越利益剰余金	△26,466
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△453,393</b>
		評価・換算差額等	22,915
		その他有価証券評価差額金	22,915
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>701,269</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>2,866,890</b>

# 損益計算書

(自 2025年4月1日  
至 2026年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,767,664
売上原価	1,870,411
売上総利益	2,897,253
販売費及び一般管理費	2,927,047
営業損失	29,793
営業外収益	
受取利息	2,684
受取配当金	1,161
受取家賃	9,840
解約返戻金	554
貸入	6,641
受取保険料	179
貸倒引当金戻入	4,692
その他	4,696
営業外費用	
支払利息	29,379
株式交付	4,242
その他	935
特別利益	33,901
特別利益	
固定資産売却益	3,230
固定資産除却損	233
固定資産売却損	1,157
減損	15,509
特別損失	16,900
特別損失	
税引前当期純損失	47,571
法人税、住民税及び事業税	5,767
法人税等調整額	△8,044
当期純損失	△2,276
	45,294

# 会計監査人の会計監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月28日

マルシェ株式会社  
取締役会 御中

監査法人やまぶき  
大阪事務所

指 定 社 員	公 認 会 計 士	平 野 泰 久
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公 認 会 計 士	高 田 雄 介
業 務 執 行 社 員		

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マルシェ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び重要な使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運営状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視し検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役及び監査法人やまぶきから受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人やまぶきの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年6月1日

マルシェ株式会社 監査役会

常勤監査役 早川 秀治 ⑩

社外監査役 岩田 潤 ⑩

社外監査役 妻鹿 直人 ⑩

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 第三者割当増資による募集株式の発行の件

当社は、2026年5月18日開催の当社取締役会（以下「本取締役会」という。）において、株式会社テンポスホールディングス（以下「テンポス」という。）に対して、第三者割当による募集株式（以下「本件株式」という。）を発行すること（以下「本第三者割当」という。）を決議いたしました。本件取締役会前における発行済株式総数に係る議決権の数を前提とすると50.59%となり、希薄化率は25%以上となることを見込まれます。そのため、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条第2号に定める「株主総会決議などによる株主の意思確認」に係る手続きとして、本第三者割当について、ご承認をお願いするものであります（後記3. ご参照）。又、当社といたしましては、本件取締役会の直前営業日から1か月間における当社普通株式の市場価格を前提とすれば、払込金額は特に有利な金額ではなく、有利発行には該当しないものと判断しておりますが、後記1.（6）のとおり、本第三者割当の払込期日は、本件取締役会から相当の期間が経過した後である2026年6月29日を予定しており、払込金額が払込期日における当社普通株式の市場価格から乖離する可能性があることから、本総会において、前記手続きと合わせて、本第三者割当について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります（後記1. ご参照）。

#### 1. 第三者割当による募集株式発行の内容

- |                          |              |
|--------------------------|--------------|
| (1) 募集株式の種類              | 普通株式         |
| (2) 募集株式の数               | 6,000,000株   |
| (3) 募集株式の払込金額            | 1株につき166円    |
| (4) 払込金額の総額              | 996,000,000円 |
| (5) 申込期日                 | 2026年6月29日   |
| (6) 払込期日                 | 2026年6月29日   |
| (7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 |              |

増加する資本金の額は、498,000,000円（1株につき83円）とし、増加する資本準備金の額は498,000,000円（1株につき83円）とする。尚、本第三者割当にて増額される予定の資本金及び資本準備金について、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、本定時株主総会において資本金等の額の減少に係る議案を上程しております。

- (8) 募集の方法 第三者割当の方法によります。

## 2. 第三者割当による募集株式を発行する理由

当社は、2025年6月にテンポスを割当先とする第三者割当増資を実施し、同社の持分法適用会社となりました。当該増資は、コロナ禍以降に毀損した財務基盤の改善及び事業基盤の再構築を主な目的としたものであり、当社はこれにより一定の財務安定性を確保すると共に、テンポスグループとの連携を開始し、事業再生に向けた取組みを進めてまいりました。その結果、過年度に実施した資金調達により確保した資金を活用し、前期において直営店7店舗の業態変更及び改装並びに5店舗の新規出店を実施いたしました。具体的には、新業態である「ええねん」「尼崎焼そば本舗」及び「ハッケン酒場」を中心に出店しております。これらの施策及びグループ連携の推進により、既存店売上高は前年同期比102.1%、業態変更及び改装を実施した店舗においては前年同期比120.0%前後で推移しており、一定の成果が現れております。しかしながら、FC店舗数の減少や出店計画の遅れ等の構造的課題の解決には至っておらず、事業成長の加速という観点では依然として課題を残しております。

このような状況を踏まえ、当社は、テンポスを割当先とした2025年6月16日払込の第三者割当増資を「事業基盤の再構築・安定化のための資本政策」と位置付ける一方で、今回の増資は「テンポスグループとの連携を一層深化させ、成長戦略を加速させるための資本政策」として実施するものであり、一連の資本政策の中で段階的に実行されるものであると認識しております。前回増資が「守り（再生・安定化）」を主目的としたものであるのに対し、今回増資は「攻め（成長加速・収益構造転換）」を主目的とするものであります。

しかしながら、当期においては、2026年5月15日に公表いたしましたとおり、営業損失29百万円、経常損失33百万円、当期純損失45百万円を計上し、業績回復は途上にある状況です。その主な要因は、料飲部門における既存店売上高は前年同期比102.1%と堅調に推移したものの、加盟店の退店が当初想定を上回って発生したことにより、ロイヤリティ収入及び食材・酒類等販売売上高が減少したことです。また、利益面においては、新規出店を見据えた先行的な人員増強を実施したものの、出店計画が当初想定どおりに進捗しなかったことに加え、発送配達費や手数料等の増加が利益を押し下げる要因となりました。

当社は、これらの状況を単なる一時的な業績の下振れではなく、「FC事業の縮小傾向への対応」及び「成長投資の実行力強化」という構造的な課題として認識しております。既存店売上高が堅調である一方で、FC店舗数の減少による収益機会の縮小、並びに出店・投資の実行体制が十分でなかったことが、収益回復の遅れにつながっております。また、当社の重要な収益基盤であるFC事業においては、加盟店オーナーの高齢化や後継者不足を背景として店舗数の減少が継続しており、その再構築は当社の中長期的な企業価値向上における重要課題であります。当社は、本第三者割当増資を通じて、テンポスグループが有する飲食業界

における人材ネットワークや独立支援機能等を活用し、後継者不在店舗への人材供給、新規加盟店の開拓、並びにVC契約者の拡大を図ることで、FC事業の再構築及び収益基盤の回復を推進してまいります。このような課題は、当社単独での対応には限界があることから、外部パートナーとの連携による抜本的な解決が必要であると判断いたしました。

当社は、テンポスグループの経営資源を最大限活用することにより、出店戦略の高度化、新業態の創出、EC事業の確立、人材投資の強化及びM&Aの推進等を実現し、中期経営計画の達成確度を高めることができると考えております。特に、同グループが有する物件情報、購買力、商品開発力、EC基盤、人材採用・育成機能等を活用することで、当社単独では実現が困難であった成長戦略の実行が可能になるものと考えております。加えて、FC事業においては、同グループの人材ネットワーク及び独立支援機能を活用することにより、後継者問題の解消及び加盟店数の回復を図ることが可能であると考えております。又、本第三者割当増資は、単に筆頭株主であるテンポスに対して追加出資を求めるものではなく、同社との資本関係を更に強化することにより、同グループの経営資源の活用を前提とした事業運営体制へ移行することを企図するものであります。当社としては、テンポスを単なる出資者ではなく、当社の事業成長を実現するための戦略的パートナーと位置付けております。

一方で、当社の財務状況においては、自己資本比率が依然として十分な水準とは言えず、又、昨今の金利上昇環境を踏まえると、有利子負債の増加による資金調達は財務負担の増大につながる可能性があります。そのため、今後の成長投資資金については、財務健全性の維持・強化を図る観点から、資本金による調達に適切であると判断いたしました。更に、本第三者割当増資は、その規模及び希薄化率の観点から、既存株主の皆様にも一定の影響を及ぼすものであると認識しております。しかしながら、①当社が必要とする成長投資資金の規模に照らし、一括して資金調達を行う必要があること②テンポスグループとの資本関係を強化することにより、同グループの経営資源を活用した事業運営体制への転換が可能となること③FC事業の再構築及び新規出店の加速等により収益基盤の拡大が見込まれることから、本第三者割当増資による希薄化は、中長期的には収益力及び企業価値の向上により十分に回収可能であると考えております。加えて、本第三者割当増資により調達した資金を成長投資に充当することで、収益拡大及び自己資本の増強を通じた財務体質の改善が見込まれることから、1株当たり価値の向上に資するものであり、既存株主の利益にも資するものと判断しております。したがって、本第三者割当増資に伴う希薄化の規模は合理的なものであると判断しております。尚、資金調達手段の選択にあたっては、金融機関からの借入、公募増資、株主割当増資等についても検討を行いました。借入による調達は財務負担の増大を招くこと、公募増資又は株主割当増資については当社の現状の業績及

び株価水準を踏まえると実現可能性及び確実性の観点で課題があること、並びにテンポスグループとの関係強化という本資金調達をの目的を達成できないことから、適切ではないと判断いたしました。

以上の理由により、本第三者割当増資は、前回増資により構築した事業基盤を前提として、その効果を最大化し、成長戦略の実行を加速させるための戦略的資本政策として必要不可欠なものであり、当社として最適な資金調達手段であると判断しております。

### 3. 大規模な既存株式の希薄化が生じる募集株式を発行する理由

当社は、収益基盤の拡大並びに収益性の改善を通じた中長期的な企業価値向上を実現するため、新規出店の加速、既存事業のモデル転換、EC事業の確立、人材投資及びM&Aの推進を行う必要があると判断し、これらの施策に充当する資金の確保を目的として本第三者割当増資を実施することといたしました。

本第三者割当増資は、①希薄化率が25%以上となる時又は②支配株主が異動することになるときに当たるため、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたしません。

資金調達手段については、金融機関からの借入、公募増資及び株主割当増資等について検討を行いました。借入による調達は財務負担の増加につながることに、公募増資及び株主割当増資は当社の業績及び株価水準を踏まえると実行の確実性に課題があること、並びに事業パートナーとの関係強化という本第三者割当増資の目的を達成できないことから、いずれも適切ではないと判断いたしました。

その結果、当社は、筆頭株主であり当社事業とのシナジーが見込まれるテンポスに対する本第三者割当増資が、資金調達の確実性及び事業戦略上の合理性の観点から最適であると判断いたしました。

## 第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

早期に財務体質の改善を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、次のとおり資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えること（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）をお願いするものであります。

尚、本資本金等の額の減少については、第1号議案が原案どおり承認可決され、本第三者割当増資の効力が生じることを条件としております。

### 1. 減少すべき資本金の額

第三者割当増資による新株式発行により、資本金の額が498,000,000円増加し、増加後の資本金の額598,000,000円から498,000,000円減少いたします。

### 2. 減少すべき資本準備金の額

第三者割当増資による新株式発行により、資本準備金の額が498,000,000円増加し、増加後の資本準備金の額498,000,000円を498,000,000円減少いたします。

### 3. 本資本金等の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行ったうえで、それぞれの全額をその他資本剰余金にそれぞれ振り替えます。

### 4. 本資本金等の額の減少の効力が生ずる日

2026年7月31日（予定）

### 5. 剰余金の処分の内容

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付け、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

しかしながら、当期の業績、今後の事業環境及び事業の継続的成長のための内部留保などを総合的に勘案し、当期の普通株式に係る配当は無配とさせていただきます。

2023年7月に第三者割当により発行したA種種類株式に係る当期配当につきましては、当社定款に基づく金額での配当を実施いたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類：金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

- ・普通株式：無配
  - ・A種種類株式：1株につき金80,000円
- 総額 23,200,000円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日：2026年6月29日

尚、配当原資については、資本剰余金とすることを予定しております。

### 第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（6名）は任期満了となりますので、社外取締役1名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	かとうひろつぐ 加藤洋嗣 (1973年9月8日生)	1996年4月 当社入社 2011年4月 当社関西八剣伝統括次長 2014年1月 当社執行役員（西日本営業本部関西八剣伝統括部長） 2014年4月 当社執行役員社長 2014年6月 当社代表取締役社長 2015年4月 当社代表取締役社長執行役員（関西八剣伝事業部長） 2015年4月 当社代表取締役社長執行役員 2015年6月 当社代表取締役社長 2022年4月 当社代表取締役社長（営業本部長） 2023年4月 当社代表取締役社長 2026年1月 当社代表取締役社長（関西第二事業部長） 現任	普通株式 18,500株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>加藤洋嗣氏は、店舗運営、営業部門についての豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、現在は代表取締役として当社全体を指揮しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する人材と判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	のしかずゆき 熨斗和之 (1966年6月14日生)	1987年4月 当社入社 2000年4月 当社福岡支店長 2002年4月 当社八剣伝FC部次長 2007年4月 当社名古屋支店支店長 2011年4月 当社酔虎伝部次長 2016年4月 当社メニュー開発部長 2017年4月 当社執行役員（メニュー開発部長） 2019年4月 当社執行役員（商品本部長兼社長補佐） 2020年6月 当社取締役（商品本部長兼新業態開発部長） 2021年4月 当社取締役（商品本部長兼メニュー開発部長） 2022年4月 当社取締役（商品本部長兼商品営業部長兼マルケン営業部長） 2023年4月 当社取締役（開発部長） 2024年4月 当社取締役（開発部長 兼 直営推進部掌管） 2025年10月 当社取締役（関西事業部長） 2026年1月 当社取締役（関西第一事業部長） 現任	普通株式 13,100株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>熨斗和之氏は、1987年の当社入社以来、長年にわたり営業部門にて当社を牽引し、業態開発や商品部門等、当社事業に幅広く精通しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する人材と判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	もり した あつ し 森 下 篤 史 (1947年2月13日生)	1971年4月 東京電気株式会社（現東芝テック株式会社）入社 1992年5月 株式会社豊巒（現 株式会社テンポスホールディングス）設立取締役 1997年4月 株式会社豊巒（現 株式会社テンポスホールディングス）代表取締役 2006年8月 株式会社三和デンタル取締役 2006年12月 株式会社あさくま取締役 2009年6月 株式会社あさくま代表取締役 2016年7月 株式会社テンポスホールディングス取締役 2016年7月 株式会社テンポスドットコム代表取締役 2016年7月 株式会社プロフィット・ラボラトリー取締役 2017年6月 株式会社テンポスパスターズ分割準備会社（現テンポスパスターズ）取締役 2017年11月 株式会社テンポスホールディングス代表取締役社長 現任 2018年3月 株式会社ディースパーク代表取締役 現任 2018年4月 株式会社テンポスパスターズ代表取締役 現任 2018年9月 株式会社テンポス情報館代表取締役 現任 2018年9月 株式会社テンポスフードプレイス代表取締役 現任 2020年2月 株式会社ドリームダイニング代表取締役 2022年6月 キッチンテクノ株式会社取締役 現任 2023年6月 株式会社あさくま取締役 現任 2023年9月 ヤマトサカナ株式会社代表取締役 現任 2024年1月 TENPOS MYANMAR CO., Ltd. MANAGING DIRECTOR 現任 2025年6月 当社取締役 現任 2025年7月 株式会社サンライズサービス代表取締役会長 現任 2026年1月 TENPOS MONGOLIA LIMITED LIABILITY COMPANY Chairman 現任	— 一株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>森下篤史氏は、株式会社テンポスホールディングスの最高経営責任者であり、大所高所の見地から経営全般に対する助言、指導を行い、多くの成果を上げられました。経営体制の強化及び今後の事業拡大において必要不可欠な人材であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4	しみず かず なり 清水 一成 (1969年1月8日生)	1991年11月 株式会社プレス (現 株式会社プロントコーポレーション) 入社 2002年10月 同社営業部長 兼任 プロントビジネススクール長 2005年3月 同社営業革新部長 兼任 株式会社プロントコリア副社長 2008年1月 株式会社プロントサービス専務取締役 2017年7月 イートアンド株式会社(現 株式会社イートアンドホールディングス)入社 外食統括補佐 2018年4月 同社執行役員 2020年4月 株式会社アールベイカー代表取締役 2022年8月 株式会社ヤマト (現ヤマトサカナ株式会社) 取締役社長 2025年4月 ヤマトサカナ株式会社取締役 現任 2025年4月 株式会社あさくま代表取締役会長 現任 2025年6月 当社取締役 現任 2025年7月 株式会社サンライズサービス取締役 現任	一株
【取締役候補者とした理由】 清水一成氏は、長年にわたり外食事業に携わり、豊富な経験と幅広い見識を有し、主力事業の拡大や新規事業推進の中心的役割を果たしてきております。経営体制の強化及び今後の事業拡大において必要不可欠な人材であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。			
5	ぼら だ あつ し 茨田 篤司 (1967年1月11日生)	1989年4月 株式会社住友銀行 (現株式会社三井住友銀行) 入行 2013年4月 同行渋谷法人営業第三部長 2015年4月 同行静岡法人営業部長 2017年4月 同行新宿法人営業第一部長 2019年4月 同行理事新宿法人営業第一部長 2020年4月 同行理事東日本第二法人営業本部長 2022年5月 チムニー株式会社顧問 2022年6月 同社代表取締役社長 現任 2022年6月 株式会社つば八取締役 現任 2023年6月 当社取締役 現任	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 茨田篤司氏は、長年にわたって培われた金融機関の実務経験に基づき客観的な見地から意見・提言をいただくこと、又、チムニー株式会社の代表取締役を務められており、当社の経営全般に助言を頂戴することにより持続的な成長と企業価値の向上に寄与していただくことを期待しているため、引続き社外取締役として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 森下篤史氏は、当社筆頭株主である株式会社テンポスホールディングスの代表取締役を兼務しており、同社と当社の間には取引関係があります。
2. 清水一成氏は、株式会社テンポスホールディングスグループ会社の取締役を兼務しております。
3. 茨田篤司氏は、当社の資本・業務提携先のチムニー株式会社の代表取締役を兼務しております。当社は、チムニー株式会社と資本・業務提携に関する基本合意書を締結しております。
4. その他の取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
5. 茨田篤司氏は社外取締役候補者であります。
6. 茨田篤司氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
7. 当社は、茨田篤司氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、茨田篤司氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。尚、当該保険契約の内容の概要等につきましては、事業報告「4. 会社役員に関する事項(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。又、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

以上

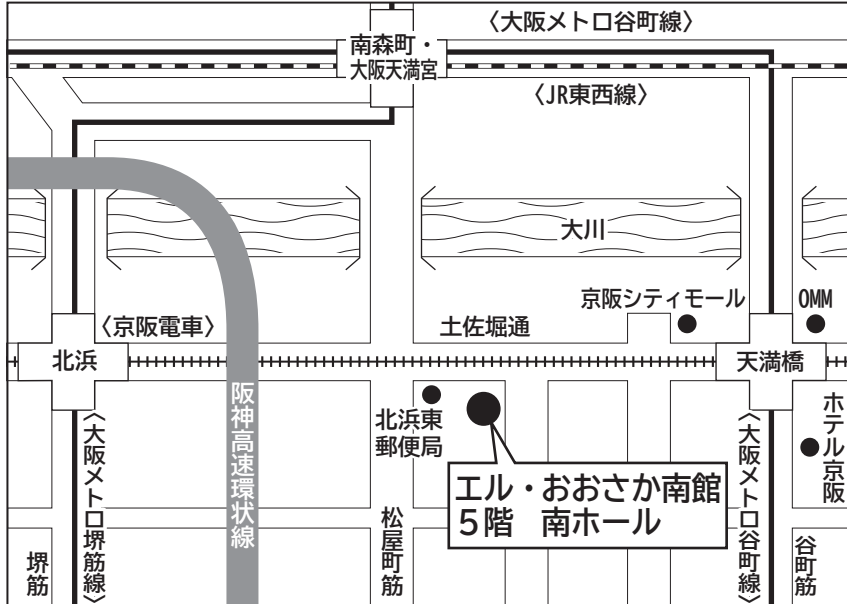
# 株主総会会場ご案内図

## ■会場のご案内

大阪市中央区北浜東3-14

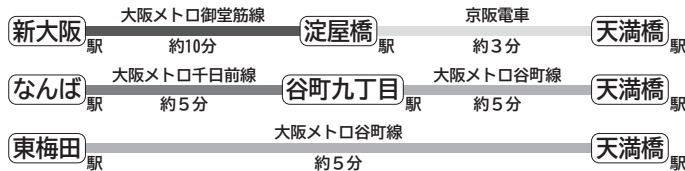
エル・おおさか南館5階 南ホール

ご連絡先 06-6942-0001



- 京 阪 電 車 「天満橋駅」東改札口より 西へ徒歩4分
- 大阪メトロ谷町線 「天満橋駅」2番出口より

## ■交通のご案内



当日ご出席の株主の皆様へのお土産は、予定しておりません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。